

▶1面よりつづく

概を持つ事が大切」と呼びかけた。

講演では、独立行政法人 国立健康・栄養研究所の渡邊昌理事長が、「健康食品の有用性表示」について解説。健康食品の表示規制について、「現行法では、医薬品と食品の2種類しかない。医薬品・機能性食品・食品に区分すればわかりやすくなる。成分を表示していないが、それはかえって危険」とし、新たな表示制度の必要性を強調した。

「2兆円産業の割には法的位置付けあいまい」

会合終了後、会長の石崎議員は記者団に、研究会設立の経緯について「2兆円産業の割には法的位置付けがあいまい。消費者が商品情報を得られていないが、このままでよいのかという疑問をもった」と説明。表示規制のあり方については、「役所的な固い頭では現状を打破できない。海外の流れを知ってもらい、世論を喚起していく。表示が不親切なために健康を害される可能性もある。何が国民の利益になるのかについて公平に議論する」とした。

業界団体も「抵抗勢力もあると思うが、研究会設立により、消費者に正しい情報を発信できる制度づくりに光明が見えてきた」（健康と食品懇話会）などの声を寄せている。「効果効能の表示までは時間を要すると思うが、摂取時に関する表示許可など、今後の一歩に繋がるのでは」（NNFAジャパン）、「業界的にまとまった体制ができてきて、ようやく実りある形になりそうで大いに期待している。超党派の先生方の力を借りて、業界としての認知が進んでいくことになるだろう」（NPO全健協）とするなど、議連の設立により、健康食品の制度化、さらには法制化の動きに拍車がかかることに期待を寄せている。

政府に規制改革要望 健食表示の拡充要求、言葉狩り(4・13)も批判

(社)日本経済団体連合会は、政府が10月15日から先月14日まで受け付けた全国規模の規制改革要望で、①健康食品の成分・素材情報の表示の拡充、②特定保健用食品のカテゴリーの拡充、③平成19年4月13日事務連絡「いわゆる健康食品について」の取扱いの明確化④日本版DSHEA法の制定——などを含む個別要望を提出したことを明らかにした。

①では、健康有益性のエビデンスが認められている成分・素材について、「その情報と当該成分・素材の含有量を表示することを可能とすべき」と要求。具体策として、栄養機能食品制度の拡充を挙げたほか、健食広告と国立健康・栄養研究所の健食素材情報データベースとのリンクを認めるべきとした。経団連では、健康食品は表示が制限されているが、現行の14種類の栄養機能食品以外にも多くの素材を用いた健康食品が流通しており、

消費者が自らの意志で健康に有益な健康情報を収集しなければならないことに言及。認知度の低い素材の場合、有益な商品の購入機会を逸することになるとして、「消費者へ十分な情報を提供する観点から、表示可能な成分や素材の範囲を拡大すべき」としている。

②ではトクホの新カテゴリーとして、「花粉の影響を緩和する食品」「歯茎の健康維持に役立つ食品」「紫外線の影響を緩和する食品」「アンチエイジングに役立つ食品」などを取り上げ、新たなものを加えることを提案した。経団連ではこれらに関連する商品について、「国民の関心が高いが、ネット上などで科学的根拠がないまま販売が行われているので、トクホとして規定する必要がある。合理性が認められる場合は速やかに検討して承認すべき」とし、新カテゴリーを加えることで、トクホの存在意義が発揮できるとしている。

③では、「4・13事務連絡」について、

行政手続法で規定する行政指導、もしくは規制改革・民間開放推進会議第二次答申で指摘する「私人に対する『外部効果』を有しない通知・通達等」に該当するもので、拘束力がないことを確認すべきと迫った。

健康食品と医薬品との差異を明確にする規制は重要かつ必須であるとしながら、極端な言葉による制限は、その「言葉」だけを回避する結果、消費者にとってわかりにくく、誤解を招く販売名や表現を生み出すことを懸念している。経団連の担当者は本紙取材に対し、事務連絡で「言葉狩り」された「サラサラ」などについて、「なぜ不適切かという判断基準が示されていない」と指摘。事務連絡が、文字通り「ただの連絡事項」であることを確認したい、としている。

要望は内閣府規制改革推進室が関係省庁と調整を進め、実施することとなったものは、来年2月をメドに「規制改革推進本部」において決定される。

主張 ■ 4・13問題で経団連も回答要求

既報の通り、(社)日本経済団体連合会は政府の規制改革要望に対し、①健康食品の成分・素材情報の表示の拡充、②特定保健用食品のカテゴリーの拡充、③平成19年4月13日事務連絡の取り扱いの明確化など54項目の個別要求を出した。

健康食品関連では、これまでも検討されてきた国立健康・栄養研などの情報に健康食品購入者がアクセスできるよう情報公開の促進を求めるものであり、踏み込んだ表示制度の確立である。また、閉塞感のあるトクホ制度についても、花粉、歯茎の健康維持、紫外線対策食品など、(多少その背景を聞かないと分からないものものないではないが)、関与成分の拡大を求めるもので、制度そのものの活性化に向けても望ましい要求になっている。

一方、4・13事務連絡については、裁量行政の横行を厳しく戒めつつ、極めて明確な説明を厚労省に求めている。(4・13問題に関して)行政手続法で規

定する行政指導や、通知通達は、拘束力がないことを確認すべきだと主張している。更にこうした文書が横行することで、メーカー側が出すメッセージが制約され、結果として、消費者が詳しい商品情報を手にする利益を損なう結果を招きかねないことに懸念を表明している。

厚労省がどのように回答するのか、「拘束力がない」ことを明確にすれば、4・13事務連絡は存在価値をなくすし、また、今後の通知・通達の地位失墜にもなりかねず、さりとて…。

この問題をきっかけに、12月4日には「健康食品問題を考える議連」も立ち上がり、法制化に向けた狼煙もあがっている。業界内部だけではなく、政界、経済界も歩調をあわせるがごとく動き出しており、さながら「山が動く」の感もある。いまこそ身を正し、業界は一つになり、着実に、業界の主張を実現して行きたいものである。